

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 37 号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年函館市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「および公共下水道事業」を「、公共下水道事業および軌道事業」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号に掲げる事業 企業局
- (2) 前条第 2 号に掲げる事業 病院局

第 5 条第 2 項中「前条第 1 項」を「前条」に、「前項第 1 号および第 2 号」を「前項各号」に、「各局」を「局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に法令（条例、規則および企業管理規程を含む。以下同じ。）の規定により、改正前の第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事業に置かれた管理者または地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 8 条第 2 項の規定により改正前の第 4 条第 2 項に規定する事業の管理者の権限を行う市長（以下これらを「旧管理者」という。）がした許可、承認、指定その他の処分または通知その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この条例の施行後は、この条例の施行後の法令の相当規定に基づいて、改正後の第 4 条第 1 号に掲げる事業に置かれた管理者（以下「新管理者」という。）がした許可、承認、指定

その他の処分または通知その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に法令の規定により旧管理者に対してされている申請，届出その他の行為は，別段の定めがあるもののほか，この条例の施行後は，この条例の施行後の法令の相当規定に基づいて，新管理者に対してされた申請，届出その他の行為とみなす。

（提案理由）

水道事業，簡易水道事業，温泉事業，公共下水道事業および軌道事業を通じて管理者1人を置き，ならびにその権限に属する事務を処理する組織として企業局を設けることとするため